

## 令和2年度 介護サービス事業者等に対する指導監査等について

(概要) 詳しくは、p1～

指導	目的	○ 介護給付等に係るサービスの取扱い、介護報酬の請求に関する事項について周知徹底を図るとともに、サービスの質の確保及び介護給付等の適正化を図る。
	集団指導	○ 講習等の方法で行う。 ○ 介護給付等に係るサービスの取扱い、介護報酬の請求内容、制度改正及び過去の指導事例などを説明する。 ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止する。
	実地指導	○ 事業所において、関係書類を閲覧するとともに、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。 ○ 原則として、3か年に1回実施する。 ※ 第1号訪問事業及び第1号通所事業を行う事業者で、訪問介護事業者又は通所介護事業者として県の指定を受けている場合は、原則として、訪問介護事業者又は通所介護事業者に対する県の実地指導と同日に実施する。 ○ 日程は事前に調整し、おおむね実施日の1か月前までに文書で通知する。 ○ 実地指導の結果は文書で通知し、改善が必要な事項が認められた場合は、改善報告書の提出を求める。 ○ 令和2年度実施分から、文書指導事項及びその改善状況の概要を、市のホームページで公表する。

監査	目的	○ 次の指定基準違反等に該当する場合、事実関係を的確に把握し、公正・適切な措置を講ずるために実施する。 ① 「勧告・命令」、「指定の取消し」等に該当する内容であると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合 ② 介護報酬の請求について不正又は著しい不当の疑いがあると認められる場合
	行政上の措置	○ 監査の結果、指定基準違反等に該当すると認めるときは、「勧告・命令」、「指定の取消し」等を行う。

不正利得の徴収	○ 偽りその他不正行為により介護報酬の支給を受けたときは、支払った額に加えて、加算金（返還額×（40/100））を返還させる。
---------	---

業務管理体制確認検査	目的	○ 法令遵守等の業務管理体制（法令遵守責任者の選任等）が、事業所を設置した法人として適切に整備されているか確認するために実施する。
	対象	○ 地域密着型サービス事業（地域密着型介護予防サービス事業）のみを行う法人で、当該事業所が志木市内にのみ所在する法人
	一般監査	○ 実地指導を行う場合に、併せて実施する。
	特別検査	○ 指定の取消し等に相当する事案が発生した場合に、実施する。

(その他)

介護報酬の返還について (p6)

人員・設備・運営に関する基準、介護報酬の算定基準に係るご質問について (p8)

# 令和2年度 介護サービス事業者等に対する指導監査等について

## 第1 対象

介護保険法（以下「法」という。）の規定に基づき、市が指定した地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者並びに介護予防・日常生活支援総合事業のうち第1号訪問事業及び第1号通所事業を行う指定事業者（以下「介護サービス事業者等」という。）

## 第2 指導について

### 1 目的

法第23条及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の規定に基づく介護サービス事業者等に対する指導は、次に掲げる基準等に定める介護給付、予防給付及び第1号事業支給費の支給（以下「介護給付等」という。）に係るサービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の取扱い並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する事項について周知徹底を図るとともに、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護給付等の適正化を図るために実施する。

- (1) 志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年志木市条例第18号）
- (2) 志木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年志木市条例第2号）
- (3) 志木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年志木市条例第19号）
- (4) 志木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年志木市条例第26号）
- (5) 志木市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスAの人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規程（平成29年志木市告示第78号）
- (6) 志木市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスAの人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規程（平成29年志木市告示第79号）
- (7) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
- (8) 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）
- (9) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）
- (10) 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）
- (11) 志木市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準（平成29年志木市告示第77号）

### (補足)

指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の各事業に係る基準は、(1)～(4)の条例で定める基準のほか、国が厚生労働省令で定める基準（以下「国基準」という。）がある。

この2つの基準の関係は、次のとおりである。

- ・ 市町村が条例で基準を定めるに当たっては、国基準に沿って定めるものとされている。
- ・ 国基準は、項目ごとに、「国基準に従い定めるもの」、「国基準を標準として定めるもの」、「国基準を参酌するもの」に分けられており、これに応じて条例が定められている。

## 2 集団指導

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求内容、制度改正及び過去の指導事例等に基づき必要と考えられる指導内容に応じて、介護サービス事業者等を選定し、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止する。

## 3 実地指導

- (1) 実地指導は、次に掲げる介護サービス事業者等を対象に、介護サービス事業者等の当該指定に係る事業所において、関係書類を閲覧するとともに、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。

また、事業所内を巡視し、設備、避難経路、衛生管理の状況、重要事項の掲示及び個人情報に係る書類の保管状況等の確認を行う。

- ア 定期的かつ計画的に実施することとして、年間計画に基づき選定した介護サービス事業者等  
イ その他特に実地による指導を要すると認める介護サービス事業者等

- (2) 実地指導の実施の周期等

ア 実地指導の実施の周期については、原則として、3か年に1回とする。

イ 第1号訪問事業及び第1号通所事業を行う指定事業者に対する実地指導の実施は、次のとおりとする。

(ア) 当該事業者が、地域密着型通所介護事業者である場合は、原則として同時に実施する。

(イ) 当該事業者が、訪問介護事業者又は通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所で一体的に運営している場合は、アにかかわらず、原則として、訪問介護事業者又は通所介護事業者に対する県の実地指導と同日に実施する。

ウ 新たに指定を受けた事業者に対する実地指導は、原則として、指定を受けた年度又は次年度において実施する。

- (3) 実地指導の実施に当たっては、対象となる介護サービス事業者等と事前に日程を調整の上、おおむね実施日の1か月前までに文書により通知する。

ただし、当該通知により、適正な実地指導を実施することができないと認められる場合は、実地指導を実施する際に文書を交付する。

- (4) 実地指導の結果、改善を要する事項が認められる場合には、文書により指導結果の通知を行うとともに、当該指導事項に係る改善報告書の提出を求める。

提出された改善報告書の内容を確認し、改善が不十分な場合は、必要に応じて、管理者等の呼び出し又は再度の実地指導の実施等、改善の徹底を図る。

- (5) 介護サービス事業者等の運営の適正化に加え、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することを目的として、文書で改善報告を求める文書指導事項及びその改善状況の概要について、市のホームページで公表する。

- (6) 指導の重点項目

ア 従業者の配置

イ (居宅介護支援、介護予防支援) 具体的取扱方針に規定するケアマネジメント業務

ウ 居宅サービス計画、介護予防サービス計画、個別サービス計画に基づくサービスの提供

エ 事故防止対策

オ 虐待の防止、身体的拘束等の禁止

カ 非常災害対策

キ 水防法の規定に基づく非常災害対策 (浸水想定区域内の要配慮者利用施設での避難確保計画)

- の作成・避難訓練の実施)
- ク 利用料等の受領
- ケ 介護報酬の適正な算定

### 第3 監査について

#### 1 目的

法第78条の7第1項、第83条第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項及び第115条の45の7第1項の規定に基づく介護サービス事業者等に対する監査は、次の各号のいずれかに該当する場合（以下「指定基準違反等」という。）に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずるために実施する。

なお、実地指導の実施中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行う。

- (1) 第4に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬の請求について不正又は著しい不当の疑いがあると認められる場合

#### 2 監査対象の選定

監査は、次の各号に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行う。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報（具体的な指定基準違反等が把握でき、又は指定基準違反等が疑われる蓋然性が高い場合に限る。）
- (2) 介護報酬の請求データ等の分析から特異傾向を示す介護サービス事業者等に係る情報
- (3) 実地指導において確認した指定基準違反等に関する情報
- (4) 死亡事故等の重大事故の発生又は利用者の生命、心身又は財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報
- (5) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

### 第4 行政上の措置について

監査の結果、指定基準違反等に該当すると認めるときは、法第78条の9、第78条の10、第83条の2、第84条、第115条の18、第115条の19、第115条の28、第115条の29、第115条の45の8及び第115条の45の9の規定に基づき、「勧告、命令等」及び「指定の取消し等」の行政上の措置を行う。

### 第5 不正利得の徴収について

介護サービス事業者等が、偽りその他不正の行為により介護報酬の支払を受けたときは、法第22条第3項の規定に基づき、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。

(補足)

第1号訪問事業及び第1号通所事業を行う指定事業者については、同条の規定は適用されないが、公法上の債権として、地方自治法の規定に基づき返還を求めることになる。

### 第6 業務管理体制確認検査について

#### 1 目的

法第115条の33第1項の規定に基づく介護サービス事業者等（地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所が志木市の区域内にのみ所在するものに限る。）に対する業務管理体制の整備に係る確認検査は、法第115条の32第1項に定める業務管理体制が適切に整備されているか確認するために実施する。

## 2 検査方法

- (1) 検査の実施方法は、一般検査及び特別検査とする。
- (2) 一般検査は定期的に実施し、実地指導を行う場合には、併せて実施する。
- (3) 特別検査は、介護サービス事業者等の指定の取消し等に相当する事案が発生した場合に、当該介護サービス事業者等における業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証するために実施する。

(参考)

### 【介護保険法】

#### **指定地域密着型サービスの事業の基準**

**第78条の3** 指定地域密着型サービス事業者は、次条第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定地域密着型サービスを提供するとともに、自らその提供する指定地域密着型サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定地域密着型サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2 (略)

**第78条の4** 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

三 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

四 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

五 指定地域密着型サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

4～7 (略)

8 指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(補足) この第8項に規定する義務の履行が確保されるように、第115条の32で「業務管理体制の整備」が義務付けられている。

(補足) 事業の基準については、指定居宅介護支援事業、指定地域密着型介護予防サービス事業及び指定介護予防支援事業についても、同様に、第80条、第81条、第115条の13、第115条の14、第115条の23及び第115条の24で規定されている。

(補足) 第1号訪問事業及び第1号通所事業によるサービスに対する基準については、次のとおり。

①サービスの実施に当たって必ず遵守すべき基準

法第115条の45第1項第1号イ及びロにおいて、「厚生労働省令で定める基準に従って、・・・日常生活上の支援を行う事業」及び「厚生労働省令で定める基準に従って、・・・日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業」と規定。

〔厚生労働省令で定める基準〕 介護保険法施行規則第140条の62の3第2項に規定。

②指定事業者の指定に当たって遵守すべき基準

法第115条の45の5第2項で、「市町村長は、・・・申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第1号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない」と規定。

〔厚生労働省令で定める基準〕 介護保険法施行規則第140条の63の6で、「市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする」と規定。

## **業務管理体制の整備**

**第115条の32** 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、第74条第6項、第78条の4第8項、第81条第6項、第88条第6項、第97条第7項、第111条第7項、第115条の4第6項、第115条の14第8項又は第115条の24第6項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2～5 （略）

### **【介護保険法施行規則】**

**第140条の39** 法第115条の32第1項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数<sup>1</sup>が1以上20未満の事業者  
法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。
- 二 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数<sup>2</sup>が20以上100未満の事業者  
法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- 三 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数<sup>3</sup>が100以上の事業者  
法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

## 介護報酬の返還について

偽りその他不正行為により介護報酬の支払を受けた場合に、加算金（※）を含めて返還となるほか、報酬基準に適合しない取扱いが認められた場合にも、不適切な請求となっている部分については、返還が必要となる。

※（補足） 第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る第1号事業支給費の不正請求の返還では、介護保険法第22条（不正利得の徴収等）第3項の規定が適用されないため、同条に規定する加算金は徴収されない。

### ○返還指導の取扱い

区分	報酬請求の内容	報酬上の措置等	遡及
指導	取扱いが不適切 ○ 加算報酬上の基準要件を満たし、解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合 ○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまではいえない場合	適切な取扱いとなるよう指導	無
	基準等不適合 ○ 加算報酬上の算定要件を一つでも満たしていない場合 ○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合	適切なサービスの実施となるよう是正指導の上、加算報酬上の基準要件等を満たしていない部分について自己点検の上、過誤調整により返還させる ※	有
監査	加算報酬上の基準要件を満たしていない場合及び解釈通知に即したサービス提供が実施されていない場合であって、当該報酬請求の内容が著しく悪質で不正な請求と認められる場合	法第22条第3項に基づく返還金及び加算金の徴収	有

（「報酬請求指導マニュアル」に基づく加算請求指導に関するQ&Aについて 平成19年3月1日・厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長事務連絡）

※（補足） 「原則として指導月前1年について自主点検させ、点検の結果それ以前にも遡及すべきものがあるればそれ以前についても点検させ自主返還を求める」こととなっている。（平成15年9月8日・全国介護保険担当課長会議）

### ○体制届が必要な加算で要件に適合しない場合の取扱い

#### 4 事後調査等で届出時点で要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い

- ① 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上なお改善がみられない場合は、当該届出の受理の取消しを行うこと。この場合、取消しによって当該届出はなかったことになるため、加算については、当該加算全体が無効となるものであること。当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定事業者に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。
- ② また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。

## 5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる事が明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

## 6 利用者に対する利用者負担金の過払い分の返還

4又は5により不当利得金を市町村へ返還することとなった事業所においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費に係る利用者が支払った利用者負担金の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者等から受領書を受け取り、施設において保存しておくこと。

(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 平成 18 年 3 月 31 日・厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)

## ○処遇改善加算及び特定加算の返還

都道府県知事・市町村長は、処遇改善加算等を取得する介護サービス事業者等が(1)又は(2)に該当する場合は、既に支給された処遇改善加算等の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は処遇改善加算等を取り消すことができる。

なお、複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等(法人である場合に限る。)であって一括して計画書を作成している場合、当該介護サービス事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施すること。指定権者間の協議に当たっては、都道府県が調整をすることが望ましい。

- (1) 処遇改善加算等の算定額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引き下げを行いつつながら特別事情届出書の届出が行われていない等、算定要件を満たさない場合
- (2) 虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合

(介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について 令和 2 年 3 月 5 日・厚生労働省老健局長)

## ○返還請求の消滅時効

### 過払いの場合(不正請求の場合を含まない。)の返還請求

過払いの場合(不正請求の場合を含まない。)の返還請求の消滅時効は、公法上の債権であることから、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年。

### 過払いの場合(不正請求の場合に限る。)の返還請求

過払いの場合(不正請求の場合に限る。)の返還請求の消滅時効は、徴収金としての性格を帯びることから、介護保険法第 200 条第 1 項の規定により 2 年。

(介護給付費請求書等の保管について(抜粋) 平成 13 年 9 月 19 日・厚生労働省老健局介護保険課・老人保健課事務連絡(平成 27 年 4 月 1 日一部改正))

(補足) 上記の事務連絡には記載されていないが、第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業に係る第 1 号事業支給費の返還は、介護保険法第 22 条(不正利得の徴収等)第 3 項の規定が適用されないことから、同法第 200 条(時効)の規定も適用されない。このため、不正請求を含む過払いの場合の返還請求の消滅時効は、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により「5 年」が適用される。



人員・設備・運営に関する基準、介護報酬の算定基準に係るご質問について

- 志木市が指定している介護サービス事業の「人員・設備・運営に関する基準」又は「介護報酬の算定基準」についてご質問がある場合は、次のとおり、電子メール又は郵送で提出をお願いします。

(電子メールの場合)

- ・ 電子メールの【件名】は「質問票 (介護サービス)」とし、【メール本文】に次の項目を入力の上、送信願います。
  - 事業所名
  - 記入者氏名
  - 電話番号
  - 電子メールのアドレス
  - サービスの種別
  - 質問内容

(郵送の場合)

- ・ 上記の項目を記入の上、郵送願います。特に様式は定めておりません。

- ご質問を受け付けた後、内容を確認し、追って電話等で回答いたします。  
質問内容によっては、関係機関に確認の上、回答することになります。この場合は、回答までに時間がかかることがありますので、予めご了承ください。
- 県が指定した訪問介護や通所介護に係るご質問については、埼玉県西部福祉事務所（介護保険・施設整備担当：TEL049-283-6800）にお問い合わせ願います。

(担当) 志木市 福祉部 福祉監査室  
Tel: 048-473-1111 内線2883・2884  
E-mail: fukushi-kansa@city.shiki.lg.jp  
〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1

※ 新庁舎建設のため、市の庁舎は仮庁舎に移転していますが、郵便物の送付先の住所、電話番号は、移転後も変更はありません。